

彦根市スポーツ・文化交流センター指定管理者

募集要項

彦根市

目次

1	対象施設の概要.....	1
2	指定管理者が行う業務および管理の基準.....	2
3	弓道場に関する業務.....	2
4	指定期間.....	2
5	利用料金制.....	3
6	自主事業の実施および収入・経費.....	3
7	指定管理料および基準価格等に関する事項.....	3
8	応募資格(次の条件を満たす団体に限る。)	3
9	選定に関する事項.....	5
10	提出書類.....	6
11	提出部数.....	8
12	提出期限等.....	8
13	選定方法および選定基準.....	8
14	選考結果の通知.....	8
15	辞退.....	8
16	特記事項.....	8
17	市と指定管理者との責任の分担.....	8
18	その他.....	9
19	申請書類の提出先および問合せ先.....	9

1 対象施設の概要

(1) 名称

彦根市スポーツ・文化交流センター（以下「交流センター」という。）

(2) 所在地

彦根市小泉町640番地

(3) 設置目的

次のことをコンセプトとして、駅前立地の利点を活かして人と人との集い、地域のにぎわいを創出する「まちなか交流の拠点」とすることをめざす。

競技スポーツを推進し、競技力の向上を図る施設

健康づくり・体力づくりを推進する施設

勤労者の福祉を増進する施設

誰もが使いやすく楽しめる施設

市民の生活をサポートする施設

環境や地域の歴史・文化に配慮した施設

(4) 建物概要等（参考資料1 実施設計【概要】、設計図書等）

竣工時期 令和4年6月

構造等 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 地上3階建

敷地面積 約35,314.36㎡

延床面積 13,776.01㎡

※設計図書等の取得方法については、「彦根市スポーツ・文化交流センター設計図書交付申請書」を新市民体育センター整備推進室まで書面にて直接持参し提出の上、交付を受けること。CDを配布するため、プロポーザル終了後に速やかに返却すること。

[スポーツ棟]

延床面積 9,732.80㎡

施設内容 メインアリーナ、サブアリーナ、器具庫、トレーニング室、ダンス室、スポーツラウンジ、事務室、託児室、授乳室、清掃員室、選手更衣室、一般利用者更衣室、男女トイレ、障害者用トイレ、医務室、役員室、大会本部控室、放送室、遠的場（控室、射場、ギャラリー、矢取道他）、近的場（控室、射場、ギャラリー、矢取道他）、機械室、外部倉庫、防災備蓄倉庫、倉庫他

[まちなか交流棟]

延床面積 3,354.64㎡（共有部分809.99㎡を含む）

施設内容 多目的ホール（ホール、ステージ、倉庫、控室）、まちなか交流ラウンジ、男女トイレ、倉庫、機械室、会議室1・2・3、教養文化室、多目的会議室、喫茶コーナー、相談室他

[その他]

施設内容 駐車場（約150台）、駐輪場、交流ストリート、お祭り広場、その他外構

※駐車場については、さらに約130台分を整備する予定

(5) 開館時間

午前9時～午後9時30分

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、変更することができる。

(6) 休館日

火曜日（その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときはその翌日）

年末年始 12月29日から翌年1月3日

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、変更することができる。

なお、災害時等には、臨時で休館する場合がある。

(7) 関係法令等の遵守

地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)を含む労働関係法令、建築基準法(昭和25年法律第201号)、その他交流センターを管理運営するための業務に関連するすべての関係法令

2 指定管理者が行う業務および管理の基準

指定管理者が行う業務については、次のとおりとするが、その詳細については、「彦根市スポーツ・文化交流センター指定管理者要求水準書」によるものとする。なお、指定管理者としての業務は、一括して第三者に再委託等はできない。また、業務の一部を再委託する場合は、事前に市に届け出ること。

- (1) 交流センターの運営および維持管理に関すること。
- (2) 交流センターの設置および管理に関する条例第3条に規定される業務に関すること。
- (3) 市の施策としての事業（地域のにぎわい創出等）に対して、積極的に取り組むこと。
- (4) 開館準備業務
- (5) 本施設の効果的な運営に資するための自主事業

3 弓道場に関する業務

弓道場に関する業務の一部については、彦根市弓道連盟に再委託するものとする。なお、彦根市弓道連盟の組織概要、再委託業務内容および委託料等の詳細については、要求水準書および参考資料2「彦根市弓道連盟に再委託することについて」において示す。

4 指定期間

竣工日（令和4年6月22日予定）から令和9年3月31日まで（約4年10か月間）

なお、竣工日から供用開始日（令和4年12月1日予定）までは、開業準備業務を行うものとする。

5 利用料金制

交流センターの管理運営に関しては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき利用料金制を採用し、利用料金は指定管理者の収入として収受するものとする。

なお、利用料金は、本施設に係る「条例」で規定する使用料で定められた金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者において設定することができる。

6 自主事業の実施および収入・経費

2 に掲げる指定管理業務（一般の利用）に支障が生じない範囲で、施設において、指定管理者の責任と費用負担（施設利用時の利用料金を含む）において自主事業を実施することができる。自主事業については、その収入すべてを指定管理者が収納することができる。

ただし、自主事業にかかる経費に指定管理料を充てることはできないものとする。また、自主事業を実施する場合の施設の使用にかかる利用料金については、自主事業から得られる収入および指定管理者の負担により支払うものとし、指定管理者の利用料金収入に計上するものとする。

7 指定管理料および基準価格等に関する事項

- (1) 交流センターの管理運営に係る指定管理料は、原則として会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）毎に支払うが、詳細は指定後に締結する協定で定める。

また、本施設の指定管理業務にかかる会計は、指定管理者（構成法人を含む）が行う他の業務の会計とは区分し、独立した口座で管理するものとする。

- (2) 基準価格（上限額）

市が支払う指定管理料は、会計年度ごとに次の金額を上限として、年度ごとに指定管理者と協議を行い、各年度協定書において決定するものとする。

総額 387,678,000 円（約 4 年 10 か月間の合計額）

令和 4 年度（約 10 ヶ月間）	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
50,554 千円	84,281 千円	84,281 千円	84,281 千円	84,281 千円

別紙 1「指定管理料の上限額の内訳（参考）」は、あくまでも市が指定管理料の上限額を設定する際の内訳であり、これにとらわれることなく提案は可能である。

- (3) 消費税

基準価格・提案価格のいずれも消費税(10%)を含むものである。

また、協定の締結および指定管理料については、その時期に応じた消費税率で計算し直した上で締結し、支払うものとする。

- (4) 精算について

指定管理料については、原則として精算（余剰金の返還・不足の補填）は行いません。

8 応募資格(次の条件を満たす団体に限る。)

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）または、複数の法人等により構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）とする。
- (2) 法人等またはその代表者が次の項目に該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。例：同令第 167 条の 11 第 1 項)の規定により本市における一般競争入札等(指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。)の参加を制限されている者
 - エ 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者
 - オ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者(本市の取消しに限定しない。)
 - カ 彦根市および彦根市以外において、辞退により指定管理者(候補者)として不選もしくは不指定となったことがある者で、その辞退の日から 5 年を経過しない者
 - キ 会社更生法、民事再生法等の規定により更生または再生の手続をしている者
 - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団または同条第 6 号に規定する暴力団員
 - ケ 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、または出資もしくは融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している団体
 - コ 暴力団、暴力団員または暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている団体
 - サ 政治団体(政治資金規正法第 3 条第 1 項に規定する政治団体およびこれに類する団体)
 - シ 宗教団体(宗教法人法第 2 条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)
 - ス 本市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者
 - セ 国税および地方税を滞納している者
- (3) 交流センターの管理運営を行う上で人的および物的管理能力がある団体
- (4) 共同事業体の応募に関する事項

本施設のサービスの向上および業務の効率的な実施を図る上で必要な場合は、共同事業体として応募できるものとし、この場合においては次の次項に留意して応募すること。

- ア 共同事業体で応募する場合は、その名称を設定し、代表する法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該共同事業体の構成員として扱う。なお、代表する法人等または構成員の変更は認めない。
- イ 協定の締結にあたっては、共同事業体の構成員すべてを協定当事者とする。応募後の連絡および選定後の協議は代表する法人等を中心に行うが、協定に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うこととする。
- ウ 代表する法人等および構成員となる法人等にあつては、「(2) 法人等またはその代表者が次の項目に該当しないこと。」アからセまでの項目にすべて該当しないこと。

9 選定に関する事項

(1) 選定スケジュール

ア 公募の周知および募集要項の配布	令和3年11月11日(木)～12月10日(金)
イ 説明会	11月18日(木)
ウ 募集要項に関する質問の受付	11月19日(金)～11月24日(水)
エ 質問の回答	12月3日(金)～12月6日(月)
オ 参加表明書の受付	12月7日(火)～12月10日(金)
カ 申請書類の受付期間	12月7日(火)～12月17日(金)
キ 選定(書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング)	令和4年1月中旬
ク 選定結果の公表	1月下旬
ケ 議会の議決	3月下旬
コ 協定書の締結	3月末日

(2) 質問の受付

ア 受付期限

令和3年11月24日(水) 午後5時まで

イ 受付方法

質問書(様式1)に記入の上、電子メールで新市民体育センター整備推進室まで送付すること。

ウ 送付先

問合せ先と同じ

質問の回答方法

市のホームページで9(1)のエの期間に公表する。

(質問者への個別回答は行わない。)

(3) 説明会の開催

指定管理業務等についての説明会を次のとおり開催する。

ア 日時

令和3年11月18日(木) 午後3時から(1時間程度)

イ 場所

彦根市小泉町648番地3 ひこね燦ぱれす 研修室1

※参加を希望する場合は、11月17日(水)正午までに、参加申込書(様式2)により電子メールで新市民体育センター整備推進室まで申し込むこと。なお参加人数は、申請団体で2人以内とする。

(4) 参加表明書の受付

ア 受付期限

令和3年12月10日(金) 午後5時まで

イ 受付方法

参加表明書(様式3)に記入の上、電子メールで新市民体育センター整備推進室まで送付すること。

ウ 送付先

問合せ先と同じ

エ 特記事項

参加表明は応募の意思を確認するものであり、指定管理者の公募に応募する法人等は、必ず参加表明書を提出しなければならない。なお、共同事業体により応募する場合には、代表者となる予定の法人等が提出すること。

10 提出書類

募集要項、申請に必要な書類の様式等は、新市民体育センター整備推進室窓口での配布および彦根市ホームページ (<https://www.city.hikone.lg.jp/>) からダウンロードの方法による配布を行う。

(1) 指定申請書 (様式4)

(2) 団体概要書 (様式5) および応募資格を有していることを証する書類

① 団体であることを証する書類

ア 法人格を有している場合

法人の登記事項証明書または法人登記簿謄本

イ 法人格を有していない場合

団体の規約、構成員名簿、団体の活動状況を示している書類(構成員向けの広報紙やお知らせ文書、団体の活動を紹介している新聞記事のコピーなど)、代表者の住民基本台帳記載事項証明書など

ウ 共同事業体の場合(様式 6、様式 7、様式 8、様式 9)

ア、イのほか共同事業体構成員届、共同事業体協定書の写し(原本認証したもの)、共同事業体委任状等

② 団体またはその代表者が次の項目に該当しないことを証する書類

ア 法律行為を行う能力を有しない者

申立書(様式 10)、代表者および役員の身分証明書(本籍地の市町村で交付されるもの)

イ 破産者で復権を得ない者

前記アと同じ

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。例：同令第 167 条の 11 第 1 項)の規定により本市における一般競争入札等(指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。)の参加を制限されている者

申立書(様式 10) および照会に関する同意書(様式 11)

エ 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

前記ウに同じ

オ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者(本市の取消しに限定しない。)

前記ウに同じ

カ 彦根市および彦根市以外において、辞退により指定管理者(候補者)として不選定もしくは不指定となったことがある者で、その辞退の日から 5 年を経過しな

い者

前記ウに同じ

キ 会社更生法、民事再生法等の規定により更生または再生の手続をしている者

前記ウに同じ

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団または同条第 6 号に規定する暴力団員

前記ウに同じ

ケ 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、または出資もしくは融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している団体

前記ウに同じ

コ 暴力団、暴力団員または暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている団体

前記ウに同じ

サ 政治団体(政治資金規正法第 3 条第 1 項に規定する政治団体およびこれに類する団体)

前記ウに同じ

シ 宗教団体(宗教法人法第 2 条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)

前記ウに同じ

ス 本市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者

申立書(様式 10)

セ 国税および地方税を滞納している者

各税の納税証明書

(3) 定款の写し(共同事業体による応募の場合は、全ての構成員の定款の写しを提出すること。)

(4) 管理業務の事業計画書(様式12、様式13、様式14、様式15、様式16、様式17)

(5) 管理業務に係る収支計画書(様式12、様式18)

(6) 団体の経営(運営)状況を説明する書類(書類が存在しない場合は、書類を保有していない申立書(様式19))

ア 申請日の属する年度の前3事業年度の収支(損益)計算書またはこれらに相当する書類

イ 申請日の属する年度の前3事業年度の貸借対照表またはこれらに相当する書類

ウ 申請日の属する年度の前3事業年度の会計監査結果報告書またはこれらに相当する書類

エ 財産目録またはこれに相当する書類

オ 申請日の属する事業年度もしくは翌事業年度の収支予算書またはこれらに相当す

る書類

11 提出部数

正本1部、副本14部の計15部

12 提出期限等

ア 受付期限

12月7日(火)から12月17日(金)午後3時まで(ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。)

ただし、12月17日(金)午後3時までに申請書類を提出後、書類の不足、不備等による再提出に限り同日午後5時までとする。

イ 受付方法、場所

必ず持参の方法により、彦根市新市民体育センター整備推進室まで提出すること

13 選定方法および選定基準

(1) 選定基準および配点

別紙2「選定基準表」のとおり。

(2) 選定方法

選定委員会において書類審査、プレゼンテーションおよび選考委員によるヒアリングを実施し優秀提案者を選定する。

14 選考結果の通知

応募者全員に文書にて通知する。

15 辞退

指定申請を行った応募者が申請を辞退する場合は、プレゼンテーションの1週間前までに、新市民体育センター整備推進室まで、指定管理者指定申請辞退届(様式20)を提出するものとする。

16 特記事項

指定管理者は、彦根市スポーツ協会に交流センター事務室内の一部を事務所として入居させるものとする。ただし、入居する同協会の業務については、交流センターの管理運営にかかるものではなく、市のスポーツ振興にかかるものとする。

17 市と指定管理者との責任の分担

市と指定管理者との責任分担は、原則として別紙3「リスク分担表」に定めるとおりとする。ただし、「リスク分担表」に定める事項で疑義がある場合または定めのないリスクが生じた場合は、市の指定管理者が協議の上、リスク分担を決定します。

18 その他

- (1) この施設に対して複数の申請を行うことはできない。
- (2) 申請に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出書類の用紙サイズは極力、A4判縦置き横書きとし、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。
- (4) 申請書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、公募や選定に係る公表をする場合やその他本市が必要と判断するときは、市は申請書類の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (5) 申請内容に、特許権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる提案があり、これらを用いた結果生じる事象に係る責任は、全て応募者が負うこと。
- (6) 申請書類は、理由の如何を問わず返却しない。辞退の場合においても同じ。
- (7) 再度の選定について

次の場合は、再度の選定を行うことがある。

ア 応募がなかった場合

イ 応募があったものの適切な提案がなく、候補者が選定できない場合

ウ 選定の結果を通知した後に指定管理者に指定できない次のような事情が生じた場合

- ① 議会において指定議案が否決されたとき。
- ② 指定管理者(候補者)が倒産、解散等の状態になり、団体としての能力や存在をなくしたとき。
- ③ 応募資格がなかったことが判明したとき。
- ④ 指定管理者(候補者)が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- ⑤ 辞退(ただし、市が真にやむを得ないと認める理由に限る。)

19 申請書類の提出先および問合せ先

彦根市新市民体育センター整備推進室 担当者：疋田、安部

〒522-8501 彦根市元町4番2号

電話：0749-22-5955 Fax：0749-21-3080

メールアドレス：taiiku-c@ma.city.hikone.shiga.jp